

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 規 則</p> <p>○長崎県財務規則の一部を改正する規則</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>会 計 課</p>
<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有水面埋立ての免許の出願（2件） ・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生 ・ 保安林の指定 ・ 一般競争入札の参加者の資格等 	<p>漁 港 漁 場 課</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>林 政 課</p> <p>物 品 管 理 室</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍調査の成果の認証 ・ 大規模小売店舗の変更事項届出（6件） ・ 肥料登録の有効期間の更新 ・ 測量の実施（2件） ・ 都市計画の案の縦覧 ・ 一般競争入札の実施の取り消し ・ 一般競争入札の実施 	<p>土 地 対 策 室</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>農 業 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 室</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p>都 市 政 策 課</p> <p>港 湾 課</p> <p>物 品 管 理 室</p>
<p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について 	<p>交 通 規 制 課</p>

規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第28号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前
（収納の事務を委託することができる歳入及び基準） 第37条の2 令第158条の2第1項に規定する規則で定める <u>歳入は、次に掲げるとおりとする。</u>		（歳入の収納の事務を委託することができる基準） 第37条の2
区分	歳入の名称	
負担金	児童福祉法（昭和22年法律第	

	164号) 第56条第2項の規定に基づき徴収する児童保護費保護者負担金
不当利得による返還金	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第23条第1項の規定に基づき徴収する児童扶養手当過払返還金

2 略

(放置違反金の収納)

第38条の3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4に規定する放置違反金については、同法第51条の16の規定により収納の事務を私人に委託することができる。この場合においては、第37条、第37条の2第2項及び第38条の規定を準用するものとする。

(保管金等の種類)

第124条 会計管理者等が、歳入歳出外現金及び保管有価証券として出納保管する現金及び有価証券(以下「保管金等」という。)は、次に掲げるものとする。

(1)~(5) 略

(6) 道路交通法第51条の4に規定する放置違反金の仮納付金

(7)~(10) 略

(保管金等の納付手続)

第125条 前条に規定する歳入歳出外現金又は保管有価証券を県に納付しようとするときは、次の表の左欄に掲げる種別について、同表の右欄に掲げる方法により納付しなければならない。

種	別	納付方法
略		
契約保証金、担保金及び前条第3号から第5号まで及び第10号に掲げるもの	現金	保管金払込書を添えて公金取扱銀行(前条第3号に掲げるものについては、収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)を含む。)又は会計管理者等に納付する。
	略	
放置違反金の仮納付金	現金	保管金払込書(様式第43号の2)を添えて公金取扱銀行、収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)若しくは会計管理者等又は第38条に規定する受託者に納付する。
	有価証券	保管有価証券納付書を添えて会計管理者等に納付する。

略

(保管金等の種類)

第124条 会計管理者等が、歳入歳出外現金及び保管有価証券として出納保管する現金及び有価証券(以下「保管金等」という。)は、次に掲げるものとする。

(1)~(5) 略

(6) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4に規定する放置違反金

(7)~(10) 略

(保管金等の納付手続)

第125条 前条に規定する歳入歳出外現金又は保管有価証券を県に納付しようとするときは、次の表の左欄に掲げる種別について、同表の右欄に掲げる方法により納付しなければならない。

種	別	納付方法
略		
契約保証金、担保金及び前条第3号から第6号まで及び第10号に掲げるもの	現金	保管金払込書を添えて公金取扱銀行(第124条第3号及び第6号に掲げるものについては、収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)を含む。)又は会計管理者等に納付する。
	略	

様式第5号その2の次に次の1様式を加える。

様式第5号その3 (第23条関係)

(公) 長崎県 領収済通知書

加入者名	口座番号	金額		円
領収書番号	納付番号	納付区別	納付区別	
納期限	合計			

合算年度	年度	所属名	収入日付印
納入者氏名			収入日付印
納入の目的			

(注) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。
 (長崎県/〇〇〇支部)
 上記金額領収書につきお知らせします。
 長崎県公金振込銀行 (出納員) 様
 長崎県公金納付管理室

納入通知書

「上の部分を切り取り、下記の納入期日にて納入してください。この書面は、領収証とともに大切に保管してください。」

(公) 長崎県 納付書

加入者名	口座番号	納付番号	年度	円
領収書番号	合算年度	合計		
納期限	金額			

合算年度	年度	所属名	収入日付印
納入者氏名			収入日付印
納入の目的			

(金融機関/〇〇〇支部)

納入通知書

「上の部分を切り取り、下記の納入期日にて納入してください。この書面は、領収証とともに大切に保管してください。」

(公) 長崎県 領収証書

加入者名	口座番号	金額	円
領収書番号	納付番号	納付区別	納付区別
納期限	合計		

合算年度	年度	所属名	収入日付印
納入者氏名			収入日付印
納入の目的			

(金融機関/〇〇〇支部)

納入通知書

「上の部分を切り取り、下記の納入期日にて納入してください。この書面は、領収証とともに大切に保管してください。」

合算年度	年度	納入科目			
合計					
領収書番号					
金額					円
消費税率					円
支払額					
返戻金					
納期限					
納入の目的					
所属名					

収入日付先
納入期日

合算年度	年度	納入科目			
合計					
領収書番号					
金額					円
消費税率					円
支払額					
返戻金					
納期限					
納入の目的					
所属名					

収入日付先
納入期日

様

様

右記のとおり納入してください。

年 月 日

長崎県公金
(印)

様式第43号の次に次の1様式を加える。

様式第43号の2 (第125条関係)

長崎県 領収済通知書

加入者名	口座番号	金額	納付区分
収納機関番号	納付番号	納付区号	
納期限	会計		

会計年度	年度	所属名	領収日付印
納入者氏名			
納入の目的			
C			
V			
S			
収			
納			
用			

(注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお取換できません。
 (長崎県/ONS本部) 長崎県公金貯蓄銀行 長崎県公金貯蓄管理センター (出納員) 様
 取りまとめ店

保管金払込書

↑上の部分を切り取り、下記の納入場所にて納入してください。この書面は、領収証書とともに大切に保管してください。

長崎県 納付書

加入者名	口座番号	納付番号	年度
納付区号	会計	金額	円
納期限	納入者氏名	納入の目的	所属名

長崎県 領収証書

加入者名	口座番号	納付番号	年度
納付区号	会計	金額	円
納期限	消費税率	%	消費税額
納入者氏名	納入の目的	所属名	税

上記金額を領収しました。

領収日付印

収納代行会社 問い合わせ先 収入印紙不要 (納入者控)

様

長崎県 領収済通知書

加入者名	口座番号	金額	納付区分
収納機関番号	納付番号	納付区号	
納期限	会計		

会計年度	年度	所属名	領収日付印
納入者氏名			
納入の目的			
C			
V			
S			
収			
納			
用			

(注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等ではお取換できません。
 (長崎県/ONS本部) 長崎県公金貯蓄銀行 長崎県公金貯蓄管理センター (出納員) 様
 取りまとめ店

保管金払込書

↑上の部分を切り取り、下記の納入場所にて納入してください。この書面は、領収証書とともに大切に保管してください。

長崎県 納付書

加入者名	口座番号	納付番号	年度
納付区号	会計	金額	円
納期限	納入者氏名	納入の目的	所属名

長崎県 領収証書

加入者名	口座番号	納付番号	年度
納付区号	会計	金額	円
納期限	消費税率	%	消費税額
納入者氏名	納入の目的	所属名	税

上記金額を領収しました。

領収日付印

収納代行会社 問い合わせ先 収入印紙不要 (納入者控)

会計年度	年度	歳入科目	
会計			
整理番号			
金額			円
消費税率			
登録番号			
登録事業者名			
納期限			
納入の目的			
所属名			

問い合わせ先 納入場所

様

違反番号: _____
 右記のとおり納入してください。
 _____ 年 月 日
 長崎県知事 (ふいの長)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第641号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和5年9月7日
- (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名
名 称 五島市
所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者氏名 五島市長 野口市太郎
代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号

(3) 埋立ての区域

- ア 位置 長崎県五島市富江町土取字椀嶋798番3の地先公有水面
- イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
- ウ 面積 108.80平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 長崎県五島市富江町土取字798番1、798番3の地内、並びに同字798番3の地先公有水面
- イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
- ウ 面積 2,339.24平方メートル

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課
長崎県五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局
長崎県五島市福江町1番1号 五島市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第642号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和5年9月7日
- (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名
名 称 五島市
所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者氏名 五島市長 野口市太郎
代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号

(3) 埋立ての区域

- ア 位置 1工区
長崎県五島市富江町山下字美江原372番5及び389番3の地先公有水面

2 工区

長崎県五島市富江町山下字美江原389番3の地先公有水面

3 工区

長崎県五島市富江町山下字美江原389番3の地先公有水面

4 工区

長崎県五島市富江町山下字スキ山201番18の地先公有水面

5 工区

長崎県五島市富江町山下字スキ山201番18の地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 304.78平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 長崎県五島市富江町山下字美江原372番5、389番3、字スキ山201番17、201番19、201番21、201番20、201番18、201番24、201番22、201番27の地内並びに字美江原372番5から字スキ山201番17を経て201番22の地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 12,864.45平方メートル

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局

長崎県五島市福江町1番1号 五島市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第643号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

五島ふくえ加入区

長崎県告示第644号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

平戸市野子町字御嶋1099の第1から1099の第3まで、1100、1101の第1から1101の第3まで、1115の第1、1116から1118まで、1122、1123、1126、1128、乙1128、字宮ノ浦1129のイ、1129のロ、1130、1132、乙1132、1156、1157、1159

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字御嶋1101の第1・1101の第2・1115の第1・1116・字宮ノ浦1157（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1159

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第645号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---|---------|----------------------------|--------|----|
| ① | 5入札第95号 | 電子計算機ネットワークシステム（PGM（40+1）） | 県北地区① | 1組 |
| ② | 5入札第96号 | 電子計算機ネットワークシステム（PGM（40+1）） | 県北地区② | 1組 |
| ③ | 5入札第97号 | 電子計算機ネットワークシステム（CAD（40+1）） | 島原地区 | 1組 |
| ④ | 5入札第98号 | 電子計算機ネットワークシステム（標準（10+1）） | 特別支援学校 | 1組 |

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年11月6日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長 崎 市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 曙町等2単位区域	令和5年10月16日
長 崎 市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 淵町第1等2単位区域	令和5年10月16日
長 崎 市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 虹ヶ丘町	令和5年10月16日
長 崎 市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 立岩町第1等等2単位区域	令和5年10月16日
大 村 市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 三浦第三	令和5年10月16日
大 村 市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 三浦第四	令和5年10月16日
五 島 市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 荒川第十三	令和5年10月16日
五 島 市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 荒川第十五	令和5年10月16日
雲 仙 市	R元年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 雲仙市 雲仙第3	令和5年10月16日

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ララなめし
長崎県長崎市滑石2丁目9番26号
- 届出者の氏名又は名称及び住所
生活協同組合ララコープ
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地
- 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年6月20日

2 届出年月日

令和5年9月28日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララプレイス愛宕

長崎県長崎市愛宕4丁目18番20号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

生活協同組合ララコープ

長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年6月20日 外

2 届出年月日

令和5年9月28日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ララながよ
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1175番地1 他23筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
生活協同組合ララコープ 代表理事理事長 山城伸一
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
①令和5年6月20日
②平成30年7月1日

2 届出年月日

令和5年9月28日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長与町産業振興課及び時津町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
HIヒロセスーパーコンボ諫早バイパス店
長崎県諫早市栗面町94番地
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
長崎油飼工業株式会社 代表取締役社長 本田 友宏
長崎県諫早市下大渡野町2041番地1
- (3) 変更しようとする事項
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
②来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更の年月日
令和5年10月2日

2 届出年月日

令和5年9月28日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララプレイスひうみ

長崎県佐世保市ひうみ町1879番26 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

生活協同組合ララコープ 代表理事理事長 山城 伸一

長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年6月20日

2 届出年月日

令和5年9月28日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララプレイス佐世保

長崎県佐世保市日野町888番地1

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

生活協同組合ララコープ 代表理事理事長 山城 伸一

長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地

- (3) 変更した事項
 - ①大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
 - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
 - 令和5年6月20日 ほか
- 2 届出年月日
 - 令和5年9月28日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
 - 公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
 - 県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
 - 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第637号	肉骨粉	肉骨粉3号	窒素全量 9.0% リン酸全量 5.0%	長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51番地2	ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 隆	平成17年 10月26日	令和5年 10月26日 から 令和11年 10月25日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（火山土地条件図データ作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
別紙のとおり	令和5年10月27日から 令和6年3月31日まで

別紙

作業地域



① 雲仙岳地区

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県佐世保市	令和5年11月1日から 令和6年2月20日まで

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和5年10月24日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類

佐世保都市計画道路 3・4・2号 佐世保縦貫線

- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県佐世保市潮見町、若葉町、福石町及び稲荷町
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局及び佐世保市役所
- 4 縦覧期間
公告の日から2週間

一般競争入札の実施の取消し（公告）

令和5年9月29日付け長崎県公報第11254号に記載した「物品の購入（借入れ）ストラドルキャリア 1台」に係る一般競争入札の実施（公告）は、これを取り消す。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- | | | | |
|-----------|----------------------------|--------|----|
| ① 5入札第95号 | 電子計算機ネットワークシステム（PGM（40+1）） | 県北地区① | 1組 |
| ② 5入札第96号 | 電子計算機ネットワークシステム（PGM（40+1）） | 県北地区② | 1組 |
| ③ 5入札第97号 | 電子計算機ネットワークシステム（CAD（40+1）） | 島原地区 | 1組 |
| ④ 5入札第98号 | 電子計算機ネットワークシステム（標準（10+1）） | 特別支援学校 | 1組 |

(2) 購入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限

令和6年3月26日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和5年11月6日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和5年12月5日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和5年11月21日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和5年12月6日10時00分 開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和5年12月5日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ①Electronic computer network systems PGM (40+1) specification Kenhoku area①, 1 set
 - ②Electronic computer network systems PGM (40+1) specification Kenhoku area②, 1 set
 - ③Electronic computer network systems CAD (40+1) specification Shimabara area, 1 set
 - ④Electronic computer network systems Standard (10+1) specification Special Needs School, 1 set

- (2) Delivery period:
March 26, 2024
- (3) Delivery place:
①3-3-30 Setogoe, Sasebo City, Nagasaki Prefectural Sasebo Technical High School
②425-3 Shigeo-cho, Sasebo City, Nagasaki Prefectural Sasebo Tosho High School
③4353 Honkoji-machi, Shimabara City, Nagasaki Prefectural Shimabara Technical High School
④721 Kayaki-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefectural Kakunan Special Needs School
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. December 5, 2023
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. December 6, 2023
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、南島原市内（東部地区）の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和5年10月24日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
境橋（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石788番地76先	南島原市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（通称「チョイソコみなみしまばら」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和5年9月11日付け関係者間で合意
境橋（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石2番地2先			
龍石橋（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石790番地先			
龍石橋（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石809番地4先			
龍石（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石5082番地17先			
龍石（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石5082番地59先			
西ノ浦（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石5949番地79先			
西ノ浦（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石5949番地8先			
長無田（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1100番地62先			

長無田（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1100番地62先
引無田（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1100番地50先
引無田（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1100番地50先
翔南高校前（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町須川791番地 6 先
翔南高校前（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町須川470番地 1 先
西有家（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1713番地先
西有家（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1713番地先
南島原市役所（加津佐方面行）	長崎県南島原市西有家町里坊93番地 1 先
南島原市役所（島原方面行）	長崎県南島原市西有家町里坊95番地 4 先
下町（加津佐方面行）	長崎県南島原市有家町中須川216番地 4 先
下町（島原方面行）	長崎県南島原市有家町中須川299番地 1 先
平野（加津佐方面行）	長崎県南島原市有家町小川366番地 6 先
平野（島原方面行）	長崎県南島原市有家町山川139番地 9 先
白崎（加津佐方面行）	長崎県南島原市有家町山川349番地 1 先
白崎（島原方面行）	長崎県南島原市有家町山川349番地 8 先
蒲河（加津佐方面行）	長崎県南島原市有家町蒲河576番地 4 先
蒲河（島原方面行）	長崎県南島原市有家町蒲河576番地 4 先
池田（加津佐方面行）	長崎県南島原市有家町石田325番地 5 先
池田（島原方面行）	長崎県南島原市有家町石田276番地 2 先
堂崎公民館前（加津佐方面行）	長崎県南島原市有家町石田 8 番地18先
堂崎公民館前（島原方面行）	長崎県南島原市有家町石田 5 番地11先
堂崎局前（加津佐方面行）	長崎県南島原市有家町大苑893番地18先
堂崎局前（島原方面行）	長崎県南島原市有家町大苑761番地 9 先
堂崎（加津佐方面行）	長崎県南島原市有家町大苑11番地17先
堂崎（島原方面行）	長崎県南島原市有家町大苑11番地17先

堂山（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町甲1番地3先
堂山（島原方面行）	長崎県南島原市有家町原尾612番地3先
塔坂入口（須川方面行）	長崎県南島原市西有家町長野4277番地5先
八手観音前（須川方面行）	長崎県南島原市北有馬町丙1025番地8先
横道（須川方面行）	長崎県南島原市北有馬町丁3005番地1先
中尾口（雲仙方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石1832番地11先
戸石川入口（須川方面行）	長崎県南島原市西有家町龍石1855番地2先
高貝野（須川方面行）	長崎県南島原市西有家町長野3638番地4先
鍋川内（雲仙方面行）	長崎県南島原市西有家町長野2349番地2先
長野（雲仙方面行）	長崎県南島原市西有家町長野2168番地1先
長野（須川方面行）	長崎県南島原市西有家町長野2162番地1先
下長野（雲仙方面行）	長崎県南島原市西有家町長野1734番地先
堤平（須川方面行）	長崎県南島原市西有家町長野468番地1先
上原（雲仙方面行）	長崎県南島原市西有家町須川2871番地1先
下原（雲仙方面行）	長崎県南島原市西有家町須川2411番地1先
風呂川（雲仙方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1762番地先
風呂川（有家方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1762番地先
引無田（雲仙方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1109番地2先
引無田（有家方面行）	長崎県南島原市西有家町須川1109番地2先
須川港	長崎県南島原市西有家町須川786番地5先
向（須川港方面行）	長崎県南島原市西有家町須川241番地11先
向（有家方面行）	長崎県南島原市西有家町須川230番地3先
西有家中学校前（須川港方面行）	長崎県南島原市西有家町須川98番地2先
西有家中学校前（有家方面行）	長崎県南島原市西有家町須川55番地先
南島原市役所（須川港方面行）	長崎県南島原市西有家町里坊49番地1先

有家（旧有家駅）	長崎県南島原市有家町中須川183番地17先
有家庁舎前	長崎県南島原市有家町山川63番地先
平野（銀行前）	長崎県南島原市有家町山川134番地2先
平野（イオン前）	長崎県南島原市有家町山川135番地3先
有家田町（湯川内方面行）	長崎県南島原市有家町久保43番地2先
山川（湯川内方面行）	長崎県南島原市有家町山川1207番地1先
有家桜馬場（湯川内方面行）	長崎県南島原市有家町尾上5935番地3先
尾ノ上（湯川内方面行）	長崎県南島原市有家町尾上2303番地1先
中山入口（有家方面行）	長崎県南島原市有家町尾上1664番地4先
新切（有家方面行）	長崎県南島原市有家町尾上3025番地3先
上新切	長崎県南島原市有家町尾上3191番地1先
湯川内	長崎県南島原市有家町尾上4071番地3先
東中山（八重坂方面行）	長崎県南島原市有家町尾上3394番地4先
東中山（新切方面行）	長崎県南島原市有家町尾上3386番地6先
平口田（新切方面行）	長崎県南島原市有家町石田2703番地3先
藤原（八重坂方面行）	長崎県南島原市有家町原尾2955番地1先
藤原（新切方面行）	長崎県南島原市有家町原尾2905番地1先
六郎木（新切方面行）	長崎県南島原市有家町原尾2121番地1先
布津野田（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町甲455番地4先
布津野田（島原方面行）	長崎県南島原市布津町甲450番地1先
寺田（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町甲624番地3先
寺田（島原方面行）	長崎県南島原市布津町甲806番地2先
貝崎（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町甲1129番地1先
貝崎（島原方面行）	長崎県南島原市布津町甲1114番地1先
湯田（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町乙1547番地1先

湯田（島原方面行）	長崎県南島原市布津町乙1532番地3先
布津庁舎前（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町乙1354番地2先
布津庁舎前（島原方面行）	長崎県南島原市布津町乙1465番地3先
布津老人ホーム前（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町乙1839番地9先
布津老人ホーム前（島原方面行）	長崎県南島原市布津町乙1857番地2先
植松（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町乙1986番地1先
植松（島原方面行）	長崎県南島原市布津町乙1988番地4先
新田橋（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町丙1636番地29先
新田橋（島原方面行）	長崎県南島原市布津町丙1636番地1先
高塩（加津佐方面行）	長崎県南島原市布津町丙2725番地2先
高塩（島原方面行）	長崎県南島原市布津町丙1763番地1先
柳原（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町甲57番地7先
柳原（島原方面行）	長崎県南島原市深江町甲58番地1先
川原下（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丙226番地1先
川原下（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丙260番地3先
深江船津（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丙90番地2先
深江船津（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丙90番地1先
泉川病院前（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丁2380番地2先
泉川病院前（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丁2238番地4先
宮ノ前（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丁3152番地6先
宮ノ前（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丁3159番地2先
瀬野追分（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丁3952番地2先
瀬野追分（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丁3944番地先
下瀬野（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丁4611番地先
下瀬野（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丁4593番地1先

瀬野（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丁4878番地2先
瀬野（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丁4884番地1先
中瀬野（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丁5343番地先
中瀬野（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丁5624番地3先
瀬野局前（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丁5747番地5先
瀬野局前（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丁5754番地1先
道の駅ふかえ（加津佐方面行）	長崎県南島原市深江町丁6029番地6先
道の駅ふかえ（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丁6109番地14先
上俵石（雲仙方面行）	長崎県南島原市有家町尾上4189番地196先
上俵石（島原方面行）	長崎県南島原市有家町尾上4189番地92先
俵石（雲仙方面行）	長崎県南島原市有家町尾上4187番地19先
俵石（島原方面行）	長崎県南島原市有家町尾上4187番地21先
布津入口（雲仙方面行）	長崎県南島原市布津町丙4662番地2先
布津入口（島原方面行）	長崎県南島原市布津町丙4662番地1先
雲仙みかどホテル本館前（雲仙方面行）	長崎県南島原市深江町甲5243番地先
雲仙みかどホテル本館前（島原方面行）	長崎県南島原市深江町甲5286番地先
山ノ寺（雲仙方面行）	長崎県南島原市深江町乙1969番地1先
山ノ寺（島原方面行）	長崎県南島原市深江町乙1834番地4先
池平龍照寺前（雲仙方面行）	長崎県南島原市深江町戊3987番地671先
池平龍照寺前（島原方面行）	長崎県南島原市深江町戊3987番地690先
深江運動場前（雲仙方面行）	長崎県南島原市深江町戊3987番地88先
深江運動場前（島原方面行）	長崎県南島原市深江町戊3987番地144先
島原ニュータウン前（雲仙方面行）	長崎県南島原市深江町丙1925番地1先
島原ニュータウン前（島原方面行）	長崎県南島原市深江町丙1926番地21先
大野木場（雲仙方面行）	長崎県南島原市深江町戊2963番地1先

大野木場（島原方面行）	長崎県南島原市深江町戊3351番地3先		
道路建設記念碑前（雲仙方面行）	長崎県南島原市深江町戊74番地2先		
道路建設記念碑前（島原方面行）	長崎県南島原市深江町戊58番地3先		
天ヶ瀬	長崎県南島原市布津町丙1130番地3先		
上住宅前	長崎県南島原市布津町丙1142番地1先		
下住宅前	長崎県南島原市布津町丙1166番地1先		
八重坂	長崎県南島原市布津町丙1044番地1先		
布津分校前	長崎県南島原市布津町丙712番地2先		
布津蔭平	長崎県南島原市布津町丙688番地3先		
三本松	長崎県南島原市布津町丙576番地先		
中通口	長崎県南島原市布津町乙1422番地3先		
布津庁舎前（八重坂方面行）	長崎県南島原市布津町乙1360番地5先		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二二二
一一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
田宏
弥ト